小 美 玉 農 政 第 94 号 令 和 7 年 6 月 12 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

小美玉市長 島田 幸三

市町村名		小美玉市
(市町村コード)		(236)
地域名		納場地区
(地域内農業集落名)	(張	星、部室、納場、江戸、羽刈、高田、手堤、大笹、寺崎)
協議の結果を取りまとめた年月日		令和7年6月12日
加哉の桁米を取り	まとめた平月口	(第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

- 1 地域における農業の将来の在り方
- (1) 地域農業の現状及び課題

後継者のいない地域における農地の集積・集約化と受け手の確保が課題である。 区画によっては、作業効率が図れない農地がある。 企業との連携による産業育成ができていない。

## (2) 地域における農業の将来の在り方

酪農や水稲を主要品目としつつ、農家の大型化や作業の効率化を図り、経営が成り立つ農業を育成する。 6次産業化等により付加価値向上を図ることで農畜産物のブランド化を進め、高収益な農業を実現する。また、 6次産業化の相談体制を整備する。

スマート農業などの先端技術導入を支援し、作業効率化や経営の合理化を進めることで、ワークライフバランスを充実させる。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

## (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積		632 ha
	うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	632 ha
	(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2)農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域の農地を、農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3	農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項				
	(1)農用地の集積、集約化の方針				
	遊休農地の管理、把握を進め、土地の性質にあった作物別での土地利用を図る。				
	また、隣接地の借用による集積・集約化を進める。				
	(2)農地中間管理機構の活用方針				
	中間管理機構を活用し未利用地の見える化や周知を図り、利用を促進することで、集積・集約化を進める。				
	  (3)基盤整備事業への取組方針				
	小田と畑でエリアガリし、笠哺伎の貝担並の軽減束を縛しることを快引する。 				
	(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針				
	新規就農希望者等のワンストップ相談窓口を設置し、各種支援機関との連携を強化することで、大規模な経営				
	者だけでなく、多様な農業従事者を支援する。				
	また、専業だけでなく兼業でもできるよう魅力向上を進める。				
	 (5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針				
	コントラクターが継続できるよう対策を講じる。				
	コンドブグダーが秘続できるよう対象を調じる。   また、委託メニューを増やすことで、委託を利用しやすくする。				
	よた、安元パーユーと相ですことで、安元と作用してすべする。 				
	以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)				
	☑ ①鳥獣被害防止対策 □ ②有機・減農薬・減肥料 ☑ ③スマート農業 □ ④畑地化・輸出等 □ ⑤果樹等				
	□   ⑥燃料・資源作物等   □   ⑦保全・管理等   □   ⑧農業用施設   □   ⑨耕畜連携等   □   ⑩その他				
	【選択した上記の取組方針】				